

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について



中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会は、環境基本法第 16 条に基づき水質環境基準設定のうち、阿武隈川水系、那珂川水系等の河川及びそれに関する湖沼における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、報告案を取りまとめ、この案について平成 22 年 2 月 9 日から 3 月 10 日まで、意見募集を実施しています。

本案は、第 1 次答申で類型指定された北上川等 4 水系、第 2 次答申で類型指定された利根川、荒川水系及び東京湾、第 3 次答申で類型指定された木曾川水系、淀川水系に引き続き、阿武隈川、那珂川、阿賀野川、信濃川、紀の川、江の川、小瀬川、山国川、筑後川水系(筑後川、宝満川)の計 10 河川について水域類型指定に係る検討が行われ、第 4 次報告案としてまとめられたものです。なお、本報告案の検討は、第 1 次答申から第 3 次答申で示された類型指定の基本的な考え方を踏まえて、水域の水温特性や、魚介類の生息情報に関する情報を基本とし、これに今回検討対象水域の水域構造等の情報を考え合わせて行われています。

同専門委員会は本案についてパブリックコメントを実施後、寄せられた意見を考慮して、報告案を最終的に取りまとめる予定になっています。

当社では河川などの公共用水域について、水質分析における長年の実績と経験があります。是非一度、お気軽にご相談ください。

資料 2010 年 2 月 9 日付 環境省 報道発表資料

水質分析箇所 大塚卓也